

2006 財務諸表論
計算編・問題文

1-1-1 ~ 1-1-2	様式	1 ~ 2
1-2-1	注記	3 ~ 3
2-1-1 ~ 2-1-3	現金預金	4 ~ 5
2-2-1 ~ 2-2-6	金銭債権	6 ~ 9
2-3-1 ~ 2-3-8	有価証券	10 ~ 15
2-4-1 ~ 2-4-4	棚卸資産	16 ~ 18
2-5-1 ~ 2-5-6	有形固定資産	19 ~ 23
2-6-1 ~ 2-6-3	無形固定資産	24 ~ 26
2-7-1 ~ 2-7-4	繰延資産	27 ~ 30
2-8-1 ~ 2-8-2	金銭債務	31 ~ 32
2-9-1 ~ 2-9-2	引当金	33 ~ 34
2-10-1 ~ 2-10-3	社債	35 ~ 37
2-11-1	経過勘定	38 ~ 38
2-12-1 ~ 2-12-5	資本	39 ~ 42
2-13-1 ~ 2-13-5	税金	43 ~ 45

1 - 1 - 1 様式

次の資料に基づいて、甲株式会社の商法施行規則による貸借対照表を作成しなさい。

〔資料〕以下の表は、残高資産表の一部を抜き出したものである。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額	科目	金額
現金預金	10,000	未払費用	18,000	車両運搬具	48,000
配当平均積立金	30,000	子会社株式	30,000	売掛金	450,000
退職給付引当金	90,000	買掛金	130,000	別途積立金	250,000
未払消費税等	8,000	有価証券	110,000	長期性預金	15,000
資本金	500,000	投資不動産	30,000	株式等評価差額金	5,000
社債	50,000	受取手形	500,000	減価償却累計額	315,000
自己株式	20,000	短期貸付金	130,000	機械装置	300,000
土地	500,000	支払手形	200,000	未収収益	300
長期借入金	250,000	社債発行差金	600	前渡金	1,500
貸倒引当金	50,000	資本準備金	60,000	利益準備金	45,000
資本金及び資本準備金減少差益	8,000	建設仮勘定	40,000	建物	180,000
借地権	36,000	預り金	5,000	未払法人税等	70,000
ソフトウェア	9,000	未払金	25,000	投資有価証券	25,000
開発費	25,000	営業権	31,000	破産更生債権等	40,000
製品	50,000	当期末処分利益	312,400	短期借入金	120,000

(注)

- (1)貸倒引当金、減価償却累計額の表示は、一括間接控除法による。
- (2)上記貸倒引当金には、破産更生債権等に関するものが15,000千円含まれている。
- (3)上記減価償却累計額には、投資不動産に関するものが2,000千円含まれている。
- (4)決算期間はH×1年4月1日～H×2年3月31日である。
- (5)甲株式会社の代表取締役は、税務太郎である。

1 - 1 - 2 様式

次の資料に基づいて、ニュートン株式会社の商法施行規則による損益計算書を作成しなさい。

〔資料〕以下の表は、残高資産表の一部を抜き出したものである。

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額	科目	金額
雑費	5,000	売上割引	250	法人税等調整額	3,000
研究開発費	15,000	法人税,住民 税及び事業 税	76,000	期首商品	60,000
退職給付費用	3,000	商品棚卸減 耗損	8,000	給与手当	180,000
投資不動産減価償 却費	100	役員報酬	85,000	為替差益	150
過年度減価償却費 修正益	40	雑収入	350	貸倒引当金戻入額	1,800
旅費交通費	18,000	投資不動産 賃貸料	900	中間配当積立金取 崩額	45,000
投資有価証券売却 損	15,000	支払利息	3,800	社債利息	1,500
受取利息	2,500	中間配当に 伴う利益準 備金積立額	1,500	減価償却費	48,000
賞与引当金繰入額	35,000	新株発行費 償却	800	商品低価評価損	4,500
租税公課	40,000	中間配当額	15,000	社債発行差金償却	480
役員退職慰労金	29,000	新築積立金 取崩額	5,000	商品仕入高	750,000
期末商品	75,000	貸倒引当金 繰入額	18,000	有価証券利息	1,800
雑損失	2,000	社債償還益	2,500	車両売却損	25,000
前期繰越利益	28,000	売上	1,500,000	営業権償却	3,800

(注)

- (1)会計期間は、×1年4月1日から、×2年3月31日である。
- (2)売上原価及び販売費及び一般管理費は、内訳を明示する。
- (3)商品低価評価損、減耗損などは、売上原価の内訳項目とする。
- (4)貸倒引当金は、売上債権のみに設定している。
- (5)法人税等調整額は、借方残である。

1 - 2 - 1 注記

次の事項のうち商法施行規則による損益計算書作成上注記事項となるものを選びなさい。なお、その場合、貸借対照表、損益計算書の両方に関係のあるもの(I)、貸借対照表固有のもの()、損益計算書固有のもの()、これらに関係のないもの()を記載しなさい。

- (1) 有形固定資産のうち、建物、備品は定額法により、車両は定率法により減価償却している。
- (2) 支払利息のうち 200 千円は支配株主に対するものである。
- (3) 新株発行費は、全額支出時の費用として償却している。
- (4) 商品は総平均法による低価法により評価している。
- (5) 賞与引当金は従業員給与規定に基づく賞与支給対照期間のうち、当期に対応する支給見込額を計上している。
- (6) 新株発行費の償却を 3 年で行っていたが、当期より、全額支出時の費用として償却している。
- (7) (6) の変更の理由。
- (8) 商品のうちには、時価が取得原価より著しく下落したが、取得原価までの回復見込みがあるために取得原価を付したものがある。
- (9) 特別修繕引当金は商法施行規則第 43 条に規定する引当金である。
- (10) ソフトウエアは利用可能期間を 5 年として、定額法により償却している。
- (11) 器具備品には、リース契約により使用しているものがある。
- (12) 仕入先のうち、5,000 千円は支配株主からのものである。
- (13) 売上高のうち、30,000 千円は子会社に対するものである。

2 - 1 - 1 現金預金

次の事項について貸借対照表上における表示区分及び表示科目を答えなさい。なお会社の決算日は平成×1年3月31日で、会計期間は1年間とする。

- (1) 得意先振出の小切手
- (2) 満期日が平成×3年9月30日である定期預金
- (3) 未渡小切手
- (4) 当座借越
- (5) 配当金領収書
- (6) 期日が平成×1年3月31日である社債利札
- (7) 収入印紙未使用分
- (8) 法人税等の還付通知書

2 - 1 - 2 現金預金

当社の当座預金の決算整理前の残高と銀行発行の残高証明書の残高には差異が生じている。その原因を調べたところ、以下のことがわかった。これらをもとに銀行残高調整表を作成しなさい。

- (1) 水道光熱費が500千円引き落とされたが、その通知が当社へ未着であった。
- (2) 仕入先に振出した小切手で未取付のものが200千円あった。
- (3) 事務用品購入代金として振り出した小切手300千円が未渡しとなっていた。
- (4) 得意先から売掛代金の入金があるが、その通知が当社へ未着であった。
- (5) 決算日に現金2,000千円を銀行の当座預金に預け入れたが、銀行の営業時間外であったため、翌営業日の入金として扱われた。

2 - 1 - 3 現金預金

以下の資料に基づき、A 株式会社の第 2 期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表を完成させなさい。

1．残高試算表の残高（一部抜粋、単位：千円）

- (1) 現金 125,300
- (2) 当座預金 1,500
- (3) 定期預金 3,000
- (4) 受取手形 470,000
- (5) 長期性預金 1,000
- (6) 短期借入金 500,000

2．現金には得意先振出の日付が平成×2年4月20日付けの小切手400千円が含まれている。

3．当座預金残高は当座借越200千円を相殺した金額である。なお、決算日に現金100千円を当座預金に預け入れたが、銀行では閉店後であったため、翌営業日の入金扱いとなった。

4．定期預金には以下のものが含まれている。

- (1) 500千円 満期日：平成×2年9月30日
- (2) 2,500千円 満期日：平成×3年6月30日

5．買掛代金の支払として振り出した小切手300千円が未渡しとなっていた。

6．仕入先に振出した小切手で未取付のものが170千円あった。

7．以下のものについては未処理である。

- (1) 期日が平成×2年1月31日である社債利札 600千円
- (2) 株式配当金領収書 200千円

2 - 2 - 1 金銭債権

以下の資料に基づき、A 株式会社の当期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。なお、表示方法については別に指示のない限り原則的名方法とする。

1. 決算整理前残高試算表の残高（単位：千円）

受取手形 110,000

売掛金 100,000

貸倒引当金（流動）1,000

（注）これ以外に金銭債権はないものとする。

2. その他の事項

- （1）受取手形には、子会社 B 社へ運転資金を貸し付けた際に受け取ったものが 50,000 千円含まれている。なお、当該貸付は平成×1年10月1日に行い、返済期日は平成×3年9月30日、利率は年2%、利払日は毎年9月30日である。
- （2）受取手形には、当期中に R 社へ機械装置を売却した際に受け取ったものが 25,000 千円ある（手形期日平成×3年7月25日）。当該機械装置の売却時の帳簿価額は 25,000 千円、売却価額は 30,000 千円である。売却価額と手形受取額との差額は平成×2年7月25日に回収予定である。
なお、以上の取引につき、期中には（借）受取手形 25,000 千円 （貸）機械装置 25,000 千円 の仕訳処理をしているのみであり、必要な調整を行うこと。
- （3）売掛金には、得意先 F 社に対するものが 10,000 千円含まれている。なお、F 社は債務の弁済に重要な問題が生じる可能性が高い債務者と認められる。また、F 社と営業取引を行うに際し、F 社から担保として有価証券（時価 5,000 千円）を預かっているが、処分見込額の算定上掛目 80%として計算する。
- （4）貸倒引当金を期末金銭債権残高（（1）（2）のものは除く）について設定する。一般債権については貸倒実績率である 1%を、貸倒懸念債権については担保処分見込額を債権残高から差し引いた残額の 50%を貸倒引当金として計上する。貸倒引当金の計上は洗替法による。

2 - 2 - 2 金銭債権

以下の資料に基づき、Z株式会社の当期(平成×1年4月1日～平成×2年3月31日)の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。なお、表示方法については別に指示のない限り原則的な方法とする。

1. 決算整理前残高試算表の残高(単位:千円)

受取手形 80,000

売掛金 120,000

(注)これ以外に金銭債権はないものとする。

2. その他の事項

- (1) 受取手形には、期中にY社へ車両を売却した際に受け取ったものが含まれている。手形の額面金額は全て4,000千円であり、期末日現在の手形枚数は9枚である。5, 8, 11, 2月の末日に1枚ずつ期限が到来していく。
- (2) 売掛金には、当期に会社更生法による更生手続きの申し立てを行ったK社に対するものが12,000千円含まれている。なお、回収には1年以上を要する見込である。
- (3) 受取手形には、P社振出のものが20,000千円あるが、これは手形期日に決済されなかったものである。なお、P社は現在営業を続けているが、当該手形の回収には1年超の期間がかかる見込である。
- (4) 貸倒引当金を期末金銭債権残高(ただし(1)の受取手形を除く)について設定する。一般債権については貸倒実績率である2%を、貸倒懸念債権については担保処分見込額を債権残高から差し引いた残額の50%を、破産更生債権等は担保処分見込額を債権残高から差し引いた残額の全額を貸倒引当金として計上する。なお、決算整理前の貸倒引当金の残高はゼロとする。

2 - 2 - 3 金銭債権

次の事例につき、(1)平成×1年3月1日、(2)平成×2年2月29日、(3)平成×3年2月28日に必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

当社は、当期(平成×1年4月1日～平成×2年3月31日)の4月1日に、R社に対し機械装置(販売価額400,000千円)を売上げ、代金として441,000千円の受取手形(決済日平成×3年3月31日)を受け取った。当該受取手形の額面は、販売価額に年利5%(複利)による2年間の金利相当額41,000千円を加算したものである。

1. 受取手形に含まれる金利部分を別処理しない場合
2. 受取手形に含まれる金利部分を別処理する場合(別処理の方法は利息法)
3. 受取手形に含まれる金利部分を別処理する場合(別処理の方法は定額法)

2 - 2 - 4 金銭債権

次の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

一般債権である期末営業債権残高につき、過去 3 年間の貸倒実績率の平均を用いて貸倒引当金を設定する。

〔資料〕

(単位：千円)

	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期 (当期)
期末債権残高	18,000	16,500	19,500	20,000
貸倒損失	-	30	60	90

(注)

- (1) 債権の平均回収期間は 2 ヶ月である。
- (2) 貸倒実績率は、期末債権残高に対する、翌期 1 年間の貸倒損失発生の割合とする。
- (3) 貸倒実績率の計算上、小数点以下第 3 位を四捨五入すること。

2 - 2 - 5 金銭債権

次の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

決算にあたり、以下の金銭債権につき適切な貸倒引当金を計上する。(貸倒引当金の計上以外の仕訳は不要である。)

1. 一般債権

売掛金残高のうち 480,000 千円は、経営状態に重大な問題が生じていない取引先に対するものであり、過去の貸倒実績率である 1% の貸倒引当金を設定する。

2. 貸倒懸念債権

F 社に対し、当期首に当期末期限、年利 4% で短期貸付金 100,000 千円を貸し付けていたが、F 社の財政状態が急速に悪化し、期限の延長と利息の免除を求めてきたため、返済期日を当期末から 2 年後とし、利息は 1 年目は免除、2 年目は 4% とし、元本返済時に同時に支払うものとした。

なお、F 社から差し入れられている担保資産の時価は 90,000 千円であり、無担保部分の回収不能予測率は 50% と予想される。

(1) 債権額から担保処分見込額を引いた残高に対して回収不能予測部分を貸倒引当金とする方法

(2) 将来のキャッシュ・フローの割引現在価値と帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法

3. 破産更生債権等

売掛金残高には、当期会社更生法の適用申請をした R 社に対するもの 38,000 千円が含まれている。担保として取得している資産の時価は 8,000 千円である。

2 - 2 - 6 金銭債権

以下の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、以下の事例 1 から 3 は互いに関連している。仕訳の金額単位は千円単位である。

- 1 . 当期に取引先 A 社が民事再生法の適用を申請した。そして当期中に再生計画が認可され、当社の A 社への売掛金 35,000 千円のうち 29,000 千円は切り捨てられ、残額は 3 年間で均等返済されることが決定した。なお、当社は A 社向け債権を一般債権として分類していた。前期末貸倒引当金残高は 40,000 千円であり、他に貸倒引当金の使用はしていない。
- 2 . 当期決算に当たり、期末売上債権残高 3,000,000 千円の 1 % の貸倒引当金を設定する。
 - (1) 差額補充法の場合
 - (2) 洗替法の場合
- 3 . 来期になり、A 社の再建計画が順調に進み、3 年間の均等返済分とは別に追加で 1,000 千円の弁済を受けた。回収金は当座預金に入金されたものとする。

2 - 3 - 1 有価証券

以下の資料に基づき、A 株式会社の当期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。

1. 決算整理前残高試算表の残高（単位：千円）

有価証券 110,000
有価証券売却益 2,500

2. その他の事項

（1）期末有価証券の内訳は以下のとおりである。（単位：千円）

銘柄	保有比率	保有目的	帳簿価額	市場価格	備考
B社株式	0.01%	売買目的	22,000	21,500	
C社株式	0.05%	売買目的	9,000	9,100	
D社出資金	5%	その他	10,000	なし	
E社株式	2%	その他	32,000	34,000	（注1）
F社株式	7%	その他	37,000	34,000	（注1）

（注）

- (1) 評価差額は部分資本直入法により処理する。
- (2) 期中に F 社株式を売却し、売却益 1,000 千円を有価証券売却益として計上している。
- (3) 市場価格のある有価証券の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく時価法である。
- (4) 法定実効税率は 42% とする。

2 - 3 - 2 有価証券

次の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

R 株式会社（期末日 3 月 31 日の 1 年決算）は、平成×4 年 4 月 1 日に額面金額 50,000 千円の社債を満期保有目的で 48,639 千円で購入した。満期日は平成×7 年 3 月 31 日、利率は 4%、利払日は 3 月 31 日である。額面と取得価額との差額は金利調整と認められ、償却原価法（利息法）により期末評価を行う。なお、実効利率は 5% とし、千円未満の端数は四捨五入すること（最終年度は適切な端数調整をすること）。購入、利息の受取、償還に係る現金の受け渡しは当座預金勘定を用いる。

- （1）購入時（平成×4 年 4 月 1 日）
- （2）平成×5 年 3 月 31 日
- （3）平成×6 年 3 月 31 日
- （4）平成×7 年 3 月 31 日

2 - 3 - 3 有価証券

次の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

【事例 1】

P社は×5年7月1日に、額面500,000千円の社債（満期日×10年3月31日、利率3.65%、利払日毎年3月31日）を当座預金から代金を支払って購入した。社債の取得価額は490,000千円である。なお、購入時はその他有価証券として分類した。

その後、×5年12月30日に、498,000千円で売却した。売却代金は当座預金に入金された。

なお、上記取得価額には端数利息は含まれていない。端数利息は日割計上し、購入日、売却日ともP社の受取分に含まれない方法で処理すること。

(1) 購入時(×5年7月1日)

(2) 売却時(×5年12月30日)

【事例 2】

当社(A社)は保有するB社株式(売買目的有価証券)のうち20株を×15年10月1日に500千円で売却し、売却代金は当座預金に入金された。売却時の仕訳を示しなさい。なお、売却単価は以下の資料をもとに移動平均法により計算しなさい。

〔資料〕

(単位千円)

日付	株式	株数	1株あたり単価	備考
期首(×5年4月1日)		100株	25	
×5年7月1日		20株	?	1:0.2の株主有償割当増資 (1株当たり払込金額10千円)
合計(売却直前)		120株	?	

2 - 3 - 4 有価証券

次の事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

【事例 1】

当期（平成×1年4月1日から平成×2年3月31日）の4月1日に、額面20,000千円の社債（満期平成×5年3月31日、利払日毎年3月31日、利率2%）を19,400千円で取得した。当社は当該社債をその他有価証券に分類している。なお、額面と取得価額との差額は金利調整と認められるため、償却原価法（定額法）で評価する。当該社債の期末時価は19,500円であり、評価差額は全部資本直入法により処理すること。法定実効税率は40%とする。

1. 購入時の仕訳を示しなさい。なお購入代金は当座預金から支払ったものとする。
2. 当期の決算時の仕訳を示しなさい。
3. 翌期の期首の振戻仕訳を示しなさい。

【事例 2】

当社はH社株式（その他有価証券として分類）を簿価50,000千円で保有しているが、当期末のH社株式時価は20,000千円であった。これは著しい下落に該当し、回復の見込は不明である。

1. 当期末の仕訳を示しなさい。
2. 仮に、来期末の時価が60,000千円であったとした場合、来期末の仕訳を示しなさい。

2 - 3 - 5 有価証券

次の事例につき、期末に必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

当社株式の期末時点での保有状況は以下の通りである。

銘柄	株数	取得単価	帳簿価額	期末時価
当社株式	30,000株	500円	15,000千円	16,000千円

- (1) 当社は自己株式以外の有価証券は所有していない。決算整理前残高試算表には有価証券勘定20,000千円が計上されている。
- (2) この他、期中に従業員持株会に対して10,000株（取得単価は500円）を5,500千円で売却しているが、その際に（借）当座預金5,500（貸）仮受金5,500という仕訳を計上しているのみであるため、適切な修正仕訳を計上する。（上記保有状況表には当該10,000株の分は含まれていない。）

2 - 3 - 6 有価証券

以下の資料に基づき、S株式会社の当期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。

（1）決算整理前残高試算表の一部（単位：千円）

有価証券 150,000

（2）期末の保有有価証券の状況は以下の通りである。 単位：千円）

銘柄	保有比率	保有目的	帳簿価額	市場価格	備考
B社株式	0.01%	売買目的	20,000	20,500	
C社株式	0.05%	売買目的	11,000	11,100	
D社株式	0.5%	-	10,000	なし	(注1)
E社社債	1%	満期保有	32,000	34,000	(注2)
F社株式	5%	その他	37,000	16,000	(注3)
G社出資金	15%	その他	40,000	なし	(注4)

（注）

(1)D社はS社の発行済株式総数の76%を所有している。

(2)平成×1年10月1日に取得したものであり、償還日は平成×4年9月30日である。額面金額は35,000千円であり、額面と取得価額との差額は金利調整と認められるため償却原価法（定額法）により評価する。

(3)時価の著しい下落と認められ、回復の可能性はない。

(4)業績が悪化し、実質価額が著しく下落しており、業績の回復の見込は立たない。期末純資産は100,000千円である。

2 - 3 - 7 有価証券

以下の資料に基づき、R株式会社の当期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。その他有価証券の評価差額は全部資本直入法により処理し、法定実効税率は40%とする。

(1) 決算整理前残高試算表の一部数値（単位：千円）

有価証券 116,000
有価証券売却益 1,200

(2) 期末保有有価証券明細（全て有価証券勘定で処理している。）

（単位：千円）

銘柄	保有比率	保有目的	帳簿価額	市場価格	備考
C社株式	0.01%	売買目的	22,000	21,500	
D社社債	5%	その他	32,000	34,000	(注1)
E社株式	2%	その他	38,000	40,000	
F社出資金	20%	その他	20,000	なし	
R社株式	0.5%	-	4,000	4,200	(注2)

(注1)平成×1年10月1日に取得したものであり、償還日は平成×4年9月30日である。額面金額は35,000千円であり、額面と取得価額との差額は金利調整と認められるため償却原価法（定額法）により評価する。

(注2)期中に自己株式の一部を売却処分した。帳簿価額1,000千円、売却価額1,200千円であり、売却差額は有価証券売却益勘定で処理している。（上記の表のR社株式欄には、当該売却分は除いたものを記載してある。）

2 - 3 - 8 有価証券

以下の資料に基づき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額は千円単位とする。

当社の当期末保有有価証券の状況は以下の通りである。下記有価証券はいずれもその他有価証券として分類している。法定実効税率は40%とする。

銘柄	帳簿価額	当期末時価	来期末時価
K社株式	20,000千円	21,000千円	19,500千円
L社株式	10,000千円	9,500千円	10,800千円

1. 当期末に必要な仕訳を示しなさい。

- (1) 全部資本直入法の場合
- (2) 部分資本直入法の場合

2. 来期期首の振替仕訳を示しなさい。

- (1) 全部資本直入法の場合
- (2) 部分資本直入法の場合

3. 来期末に必要な仕訳を示しなさい。

- (1) 全部資本直入法の場合
- (2) 部分資本直入法の場合

2 - 4 - 1 棚卸資産

当社の当期(00年4月1日から01年3月31日)の資料をもとに、商法施行規則に従って損益計算書の表示を示しなさい。

(資料)

決算整理前残高試算表の一部

		01年3月31日		(単位:千円)	
繰越商品	534,000	売上	13,300,000		
仕入	11,900,000	仕入値引	357,000		
		仕入割戻	100,000		
		仕入戻し	400,000		
		仕入割引	650,000		

期末の商品棚卸に関する事項は次の通り。

品名	帳簿棚卸高		期末時価
	数量(個)	単価(円)	単価(円)
甲商品	100,000	5,000	4,800
乙商品	80,000	2,000	900

- (1) 甲商品、乙商品とも帳簿棚卸数量と実地棚卸数量は一致している。
- (2) 甲商品の期末時価の下落は品質低下によるものであるが、このうち60%は原価性があり一般管理費として扱い、40%は原価性がなく営業外費用とする。
- (3) 乙商品の期末時価の下落は著しく、原価までの回復可能性は無いので営業外費用処理する。
- (4) 商品の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法である。

2 - 4 - 2 棚卸資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）の資料にもとづき、商法施行規則に従い損益計算書の表示を示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

02年3月31日 (単位：千円)

繰越商品	62,000	売上	5,675,000
商品	34,000		
仕入	3,688,000		

(1) 商品勘定は、期中に甲社と合併した際に時価で引き継いだ商品である。

(2) 期末商品の棚卸に関する事項は、次の通りである。

品名	帳簿数量	実地数量	帳簿単価	期末時価
A商品	30,000個	23,900個	1,000円/個	800円/個
B商品	20,000個	15,000個	3,000円/個	2,900円/個

帳簿数量と実地棚卸数量との差は、A商品のうち6,000個は営業部門で得意先へ見本として提供したもので、100個は社内運動会に景品として使用したものであり、B商品のうち5,000個が期中に保管倉庫内部で火災があった時焼失したことに伴う商品減少分である。

商品の評価基準は、低価法（個別適用）であり、評価損については、売上原価に算入しない方法をとる。

2 - 4 - 3 棚卸資産

当社の当期（00年4月1日～01年3月31日）の資料をもとに、商法施行規則に従い貸借対照表、損益計算書及び重要な会計方針の表示を示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

01年3月31日		（単位：千円）	
繰越商品	810,000	売上	4,863,000
仕入	2,815,000		
消耗品費	12,300		

- （1）売上の金額は、売上値引 35,000 千円、売上割戻 36,000 千円、売上戻り 190,000 千円、売上割引 307,000 千円を控除後の金額である。
- （2）期末商品の帳簿棚卸高は 875,000 千円、実地棚卸高は 868,000 千円（期末時価 860,000 千円）である。なお、当社は商品の評価基準及び評価方法として先入先出法による原価法を採用していたが、当期より先入先出法による低価法に変更した。また、減耗費及び評価損については経常的なものであり、売上原価に算入しない処理をとるものとする。
- （3）消耗品は購入時に費用処理することとしているが、期末現在未使用高が 2,000 千円ある。なお、貯蔵品の評価基準及び評価方法は総平均法による原価法である。

2 - 4 - 4 棚卸資産

当社の当期（00年4月1日～01年3月31日）の資料をもとに、（1）先入先出法（月別法）（2）後入先出法（月別法）（3）移動平均法（4）総平均法のそれぞれに低価法を採用した場合の損益計算書の表示（売上総利益まで）を商法施行規則に従い示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

01年3月31日		（単位：千円）	
繰越商品	45,000	売上	2,025,000
仕入	1,620,000		

- （1）商品の期末評価に関する事項は次のとおりである。

01年3月中の受け払い状況

日付	取引状況	数量	仕入単価
01年3月1日	前月繰越	1,000 個	12,000 円 / 個
3月11日	仕入	3,000 個	14,000 円 / 個
3月15日	売上	2,000 個	-
3月21日	仕入	8,000 個	14,500 円 / 個
3月23日	売上	8,000 個	-
3月27日	仕入	1,000 個	13,430 円 / 個

01年3月31日における実地棚卸の状況は、数量が 2,900 個、時価の単価が 13,000 円 / 個であった。

- （2）減耗費及び評価損については、売上原価の内訳科目として表示する。

2 - 5 - 1 有形固定資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）の資料をもとに、商法施行規則に従って貸借対照表の表示と、重要な会計方針を示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

	02年3月31日		(単位：千円)	
仮払金	50,360	減	価	償
建物	200,000	却	累	計
車両運搬具	3,000		額	
器具備品	50,000			

(1) 仮払金は01年11月15日に機械装置の購入代金46,000千円、引取運賃500千円、据付費2,000千円、試運転費1,500千円及び購入資金の借入利息360千円を支払った合計額である。なお、当該機械装置は02年2月10日から事業供用しており、耐用年数4年（償却率0.250）、残存価額10%の定額法により行う。

(2) 減価償却に関する資料は次のとおりである。（残存価額は全て取得価額の10%）

区分	減価償却累計額	償却方法	耐用年数	償却率
建物	43,200千円	定額法	50年	0.020
車両運搬具	1,350千円	生産高比例法		
器具備品	20,000千円	級数法	5年	

車両運搬具の総走行可能距離は10万kmであり、当期末までの走行距離は6万kmである。
器具備品は前期首に事業供用したものである。

2 - 5 - 2 有形固定資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）の資料をもとに、商法施行規則に従った貸借対照表の表示を完成させなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

02年3月31日 （単位：千円）

前渡金	26,000	
建物	219,000	
土地	400,000	
建設仮勘定	150,000	

（1）前渡金の内訳は、次の通りである。

取引先に対する期間1年の貸し付け 6,000 千円

建設会社に手付金として支払った、期末現在工事中の構築物の工事代金 20,000 千円

（2）建物は、耐用年数 50 年（償却率 0.020）、残存価額 10%の定額法によっており、事業供用日から当期首まで 15 年が経過している。

（3）土地のうち 200,000 千円は、期末において他社より建物付き土地を購入したものであり、その時点での鑑定人の評価額は、土地 160,000 千円、建物 90,000 千円である。なお、当該建物は次期より事業の用に供する見込みである。

2 - 5 - 3 有形固定資産

当社の第3期（02年4月1日～03年3月31日）の次に示す資料により、商法施行規則に従い、貸借対照表及び損益計算書の表示を示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

03年3月31日 （単位：千円）

仮払金	50,000	減価償却累計額	10,440
建物	200,000	国庫補助金収入	30,000
車両運搬具	9,000		

有形固定資産に関する資料は次のとおりである。（残存価額は全て取得価額の 10%）

種類	取得価額	償却方法	耐用年数	償却率
建物	200,000 千円	定額法	50 年	0.020
車両運搬具	9,000 千円	定額法	5 年	0.200

（1）上記資産は、全て設立時から事業の用に供している。

（2）車両運搬具の取得価額 9,000 千円は、甲車両 5,000 千円及び乙車両 4,000 千円の合計額である。甲車両については期末に買い替えを行っているが未処理である。なお、買い替えによる新車両の購入価格は 6,200 千円、甲車両は、時価 1,500 千円、下取り価格 1,700 千円であり、差額は期末現在未払いである。新車両は翌期より事業の用に供する予定である。

（3）仮払金は、期中に受けた国庫補助金 30,000 千円に自己資金を加えて 50,000 千円で取得した土地の代金である。当社は、当該土地に付いて間接控除方式による圧縮記帳を行っている。

2 - 5 - 4 有形固定資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）の次に示す資料により、商法施行規則に従い貸借対照表及び損益計算書の表示を行いなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

01年3月31日		（単位：千円）	
仮払金	70,000	仮受金	40,000
建物	350,000	減価償却累計額	87,225
機械装置	90,000		
雑損失	50,000		

（1）有形固定資産の減価償却に関する資料は、次のとおりである。（残存価額は全て取得原価の10%）

区分	取得原価	減価償却累計額	償却方法	償却率	
建物	新社屋	300,000 千円			
	旧社屋	50,000 千円	28,350 千円	定額法	0.042
	倉庫	50,000 千円	16,875 千円	定額法	0.025
機械装置	90,000 千円	42,000 千円	定率法	0.206	

新社屋は、鉄筋コンクリート造で01年7月9日に竣工し、直ちに事業のように供した。また、同日をもって、期首より15年前に事業のように供した旧社屋を除却しており、取得原価を雑損失として処理したのみである。

01年7月16日に倉庫が火災により焼失したが、未処理である。

前期において、機械装置の減価償却不足額3,000千円があった。

（2）仮受金は、上記焼失倉庫の査定が完了し、01年11月22日に取得した保険金である。当社はこの保険金に自己資金30,000千円を加え、新規に倉庫を購入し、02年12月15日より事業のように供している。当該支出額は、仮払金に計上している。新倉庫の償却方法と償却率は、旧倉庫と同様である。

2 - 5 - 5 有形固定資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）の資料をもとに、商法施行規則に従って貸借対照表、損益計算書及び注記事項（会計方針は除く）を示しなさい。

（資料）

決算整理前残高試算表の一部

02年3月31日

（単位：千円）

建物	650,000	仮受金	180,000
機械装置	200,000	前受金	1,000
土地	200,000	減価償却累計額	183,100

（1）有形固定資産の減価償却に関する資料は次のとおりである。（残存価額は全て取得価額の10%）

種類	取得価額	前期末減価償却累計額	償却方法	耐用年数
建物	650,000 千円	143,100 千円	定額法	50 年
機械装置	200,000 千円	40,000 千円	定額法	9 年
土地	200,000 千円			

建物（取得価額 150,000 千円、事業供用日から当期首まで満3年経過）を01年7月31日に子会社に売却したが、売却時に売却価額を仮受金として処理したのみである。

機械装置（取得価額 10,000 千円、事業供用日から当期末まで2年経過）は、新型機械の導入により陳腐化し、耐用年数を9年から4年に変更することが妥当と判明した。

機械装置（取得価額 15,000 千円分）は、当期において休止中であるが、次期に再使用が決定しており機械装置としての機能を現に有しているものである。

減価償却累計額の表示は、控除残高を一括して注記する方法による。

（2）土地のうち 50,000 千円は、遊休土地を他社に賃貸しており、当期の賃貸料 1,000 千円が前受金として処理されている。

（3）土地のうち 150,000 千円は、長期借入金 100,000 千円の担保に供している。

2 - 5 - 6 有形固定資産

当社の当期（01年4月1日～02年3月31日）における下記の資料に基づき、建物について(1)間接控除法による圧縮記帳により会計処理した場合、(2)直接控除法による圧縮記帳により会計処理した場合、(3)圧縮記帳は行わないで利益処分（積立金）方式により会計処理した場合、のそれぞれの計算書類への表示を商法施行規則に従い解答用紙の所定の箇所を記入しなさい。なお、記入する必要のない箇所には「該当事項なし」と記載すること。

（資料）

期首：前期末の貸借対照表上の保険未決算の金額は 24,000 千円である。

01年5月11日：前期末に焼失した倉庫に関して、後片付け費用など 3,000 千円を支払った。

01年8月23日：焼失した倉庫について、保険金 45,000 千円が本社に入金された。

01年11月23日：焼失した倉庫跡地に、新倉庫 90,000 千円を新築されており、耐用年数 20 年、残存価額 10%の定額法により減価償却を行う。

01年12月23日：倉庫の使用を開始した。

2 - 6 - 1 無形固定資産

A 株式会社の第×7期(平成×1年4月1日～平成×2年3月31日)の決算整理に必要な仕訳を以下の資料に基づき行ないなさい。

(1) 残高試算表(一部)

		残高試算表		(単位：千円)	
・	・	・	・	・	・
仮払金	6,300	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
営業権	7,000	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
商標権	6,200	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
支払手数料	45,000	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

- (2) 仮払金には所属する同業者組合の組合会館新設のために、平成×1年10月19日に支出した当社負担金 5,000 千円が含まれている。この負担金は当期より 10 年で償却する。
- (3) 営業権 7,000 千円は平成×1年5月25日に取得したもので、商法に規定する最長期間で每期均等額を償却するものとする。
- (4) 商標権 6,200 千円は平成×1年12月25日に取得したもので、法定耐用年数 10 年で償却するものとする。なお、デザイナーへ支払った報酬 70 千円と登録料 30 千円については期間費用(支払手数料)で処理している。

2 - 6 - 2 無形固定資産

以下の資料に基づき、B株式会社の第×3期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表及び損益計算書を完成させなさい。

(1) 残高試算表（一部）

		残高試算表	(単位：千円)
・	・		
仮払金	762,000		
・	・		
・	・		

(2) 仮払金には以下のものが含まれている。

隣接する公道の拡張に伴う負担金として平成×1年4月26日に支払った40,000千円。なお当該負担金は5年間で償却する。

平成×1年7月7日に取得した実用新案権に関する出願費用及び登録免許税2,000千円。なお実用新案権は5年間で償却する。

本社用建物を賃借するにあたり、平成×1年10月17日に当該建物所有者に対して権利金として支払った300,000千円。なお当該賃借期間は5年間であり、契約満了時に権利金の50%が返還される。工場用地を賃借するにあたり、平成×2年1月7日に当該用地所有者に対して権利金として支払った420,000千円。なお賃借期間は20年間である。

2 - 6 - 3 無形固定資産

以下の資料に基づき、C株式会社の第×5期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表及び損益計算書を完成させなさい。

（1）残高試算表（一部）

		残高試算表		(単位：千円)	
・	・	・	・	・	・
仮払金	2,200	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
営業権	20,000	・	・	・	・
特許権	900	・	・	・	・
借地権	930,000	・	・	・	・
権利金	300,000	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

（2）仮払金には以下のものが含まれている。

平成×1年4月1日に支払ったソフトウェアの購入代金 2,000 千円。この導入により、確実に経費削減ができるものとする。

平成×1年6月7日に支払った電話を増設した際の架設料 200 千円

（3）営業権は 20,000 千円は平成×1年5月25日に取得したもので、商法に規定する最長期間で每期均等額を償却するものとする。

（4）特許料は平成×1年10月11日に取得したものであり、法定耐用年数8年で償却計算しており、過年度の償却計算に過不足はない。

（5）借地権には平成×1年11月3日に支払った更新料 30,000 千円が含まれている。当該更新により、既計上の借地権の1割を償却することになっている。

（6）権利金 300,000 千円は平成×1年1月15日に本社社屋を賃借するにあたり支払ったもので、契約満了時に権利金の50%が返還される。なお当該賃借契約は5年間である。

（7）ソフトウェアは定額法により、利用可能期間（5年）で償却する。

2 - 7 - 1 繰延資産

A 株式会社の第 1 期（平成×1 年 4 月 1 日～平成×2 年 3 月 31 日）の決算整理に必要な仕訳を以下の資料に基づき行ないなさい。

（1）残高試算表（一部）

		残高試算表	（単位：千円）
・	・		
仮払金	6,100		
・	・		
・	・		

（2）仮払金には以下のものが含まれている。

平成×1 年 4 月 1 日に会社を設立し、それに伴い支出した定款及び諸規則作成のための費用、株式申込証及び目論見書等の印刷費、創立総会に関する費用など会社の負担に帰すべき設立費用 2,500 千円。

平成×1 年 5 月 15 日に開業準備のために支出した広告宣伝費、土地・建物等の賃借料、通信交通費、事務用消耗品費など 3,600 千円。

（3）繰延資産については、商法で規定する最長期間で每期均等額の償却を行なう。

2 - 7 - 2 繰延資産

以下の資料に基づき、B株式会社の第×7期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表及び損益計算書の一部（解答用紙に示した部分に限る）を完成させなさい。

(1) 残高試算表（一部）

		残高試算表		(単位：千円)	
・	・	・	・	・	・
・	・	社債	100,000	・	・
・	・	・	・	・	・
社債発行差金	2,000	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
支払手数料	540	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

(2) 額面 100,000 千円の社債を平成×1年10月1日に 98,000 千円で発行し、額面と発行額との差額を社債発行差金勘定に計上した。なお当該社債の償還日は平成×6年9月30日である。

(3) 支払手数料には以下のものが含まれている。

平成×2年3月31日を払込期日とする新株発行を伴う増資に関する株式申込書、目論見書等の印刷費、金融機関等の取扱手数料、登録免許税など合計 300 千円。

上記(2)の社債に関する社債申込書、目論見書等の印刷費、金融機関等の取扱手数料、登録免許税など合計 240 千円。

(4) 繰延資産については、商法で規定する最長期間で每期均等額の償却を行なう。ただし、社債発行差金については償還期間にわたって月割償却を行う。

2 - 7 - 3 繰延資産

C 株式会社の貸借対照表より商法施行規則に定める繰延資産超過額の注記を記載しないさい。なお配当金は資本金の 10%。役員賞与金は 20,000 千円、利益準備金の積立は商法規定の最低限度額とする。

貸 借 対 照 表

C 株式会社		平成×2年3月31日現在	(単位：千円)
諸 資 産	560,000	諸 負 債	140,000
営 業 権	20,000	資 本 金	250,000
創 立 費	3,000	資 本 準 備 金	20,000
開 業 費	15,000	利 益 準 備 金	12,500
開 発 費	36,000	別 途 積 立 金	31,000
新 株 発 行 費	1,000	当 期 未 処 分 利 益	181,500
	<u>635,000</u>		<u>635,000</u>

2 - 7 - 4 繰延資産

以下の資料に基づき、D株式会社の第×3期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表及び損益計算書の一部（解答用紙に示した部分に限る）を完成させなさい。なお繰延資産については、商法で規定する最長期間で每期均等額の償却を行なうこととする。

（1）残高試算表（一部）

		残高試算表		(単位：千円)	
諸資産	157,680	諸負債	20,210		
仮払金	240	社債	97,790		
開発費	8,080	資本金	40,000		
		利益準備金	3,000		
		当期末処分利益	5,000		
	<u>166,000</u>		<u>166,000</u>		

（2）仮払金 240 千円は平成×1年9月30日を払込期日とする新株発行を伴う増資に関する株式申込証、金融機関等の取扱手数料、登録免許税などである。

（3）額面 100,000 千円の社債を平成×1年10月1日に 98,000 千円で発行している。当該社債の発行総額から発行に要した費用（社債申込証、目論見書等の印刷費、金融機関等の取扱手数料、登録免許税など）を差引いた手取額を社債勘定に計上した。当該費用は全額支出時の費用として処理する。なお当該社債の償還日は平成×5年9月30日であり、社債利息については考慮しない。

（4）開発費 8,080 千円は平成×1年7月7日に支出したものであるが、経常費的なものが 80 千円含まれている。

（5）第×3期にかかる定時株主総会で利益準備金を 300 千円積み立てる予定である。

2 - 8 - 1 金銭債務

A 株式会社の第×7期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の決算整理に必要な仕訳を以下の資料に基づき行ないなさい。

(1) 残高試算表（一部）

		残高試算表	(単位：千円)
・	・	支払手形	730,000
・	・	買掛金	510,000
・	・	未払金	620,000
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	仮受金	680,000
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	社債	100,000
・	・	・	・
・	・	・	・

(2) 親会社から商品 20,000 千円を期末日に掛で仕入れているが未処理である。

(3) 未払金には子会社からの有価証券購入代金 150,000 千円（支払期日が平成 19 年 3 月 31 日）が含まれている。

(4) 仮受金には以下のものが含まれている。

得意先に対する売掛債権の入金額 600,000 千円（うち 400,000 円は過入金額）

得意先に対する短期貸付金の回収額 80,000 千円

(5) 社債には償還期限が平成×2年12月31日に到来するもの 50,000 千円が含まれている。

2 - 8 - 2 金銭債務

以下の資料に基づき、A株式会社の第×3期（平成×1年4月1日～平成×2年3月31日）の商法施行規則に基づいた貸借対照表を完成させなさい。なお、必要な注記事項も記載すること（貸借対照表及び損益計算書に固有なものに限り、親会社との営業外取引高及び子会社との営業取引高については不要）。

（1）残高試算表（一部）

		残高試算表	（単位：千円）
・	・	支払手形	370,000
・	・	買掛金	510,000
・	・	短期借入金	700,000
・	・	未払金	420,000
・	・	預り金	320,000
・	・	長期借入金	250,000

（2）支払手形には設備の購入により振出したもの 150,000 千円（手形期日：平成×2年5月31日）が含まれている。

（3）買掛金には以下のものが含まれている。

子会社との通常の取引（営業取引）により生じたもの 100,000 千円

法人税及び住民税の未払額 18,000 千円

事業税の未払額 8,000 千円

（4）未払金には親会社からの固定資産購入代金 130,000 千円（支払期日が平成×4年3月31日）が含まれている。

（5）預り金には賃貸に関して預かった保証金 200,000 千円（賃貸期間は平成×6年3月31日まで）及びA株式会社取締役からの借入金 20,000 千円（支払期日：平成×2年7月31日）が含まれている。

（6）長期借入金には1年以内に支払期限が到来する 100,000 千円が含まれている。

2-9-1 引当金

以下の資料に基づき、A株式会社の第6期(平成×1年4月1日～平成×2年3月31日)の貸借対照表および損益計算書の必要部分を完成させなさい。なお、注記については考えなくてよい。

(1) 残高試算表の残高(単位:千円)

売上	1,000,000
売上原価	700,000
製品保証引当金	6,500
売上割戻引当金	500
返品調整引当金	1,800
販売費及び一般管理費	100,000

(2) その他の事項

当期より役員退職慰労引当金を10,000千円計上する。なお、引当金計上額のうち、前期以前に係る部分の金額は9,000千円、当期に係る部分の金額は1,000千円である。

当期売上高の0.8%に対して製品保証引当金を計上する。(従来より同様に計上している。)

当期売上高の0.1%に対して売上割戻引当金を計上する。(従来より同様に計上している。)

返品調整引当金を計上する。なお、期末要引当残高は、当期売上高×返品率×売上総利益率により計算し、返品率は1%、売上総利益率は20%である。(従来より同様に計上している。)

引当金の繰入、戻入は差額補充法によること。

売上割戻引当金繰入額、返品調整引当金繰入額は販売費及び一般管理費には計上しない方法によること。

上記以外の事項については決算整理も含め適切に処理されているものとする。

2 - 9 - 2 引当金

以下の各事例につき、必要な仕訳を示しなさい。なお、仕訳の金額単位は千円とする。

【事例 1】

- (1) 4年ごとに実施される大規模な修繕に備えて、当期決算で 12,000 千円の引当を計上する。
- (2) 来期になり、大規模な修繕を実施した。実施時に引当がされていた額は 45,000 千円であり、実際に修繕にかかった費用は 48,000 千円であった。引当額は適切であったものとし、また費用は全て当座預金により支払った。

【事例 2】

- (1) 当社は D 社の銀行からの借入金 10,000 千円の債務保証をしているが、D 社の業績が著しく悪化しているため、9,000 千円の債務保証引当金を設定する。
- (2) D 社が民事再生法の適用を申請したため、D 社の借入金 10,000 千円の全額につき当社が当座預金より支払いを行った。なお、D 社と銀行との借入契約では、D 社が民事再生法の適用を申請した場合は D 社は期限の利益を即刻失い、当社が借入金を支払うことになっている。
- (3) (2) の翌期において D 社の民事再生手続きが開始され、当社が D 社の代わりに支払った 10,000 千円の求償権は全額切り捨てられた。

【事例 3】

- (1) 当社は C 社から 500,000 千円の損害賠償請求の訴訟を提起され、現在係争中である。当社の顧問弁護士によれば、少なくとも 200,000 千円の損害賠償金の支払いは覚悟しておいた方が良いとのことであったため、当該金額につき引当金を設定する。
- (2) (1) の判決が確定し、当社は 250,000 の損害賠償金を C 社へ支払うことになった。

2 - 10 - 1 社債

次に示す社債の資料によって下記の問題に答えなさい。なお、繰延資産は商法で定める最長期間で均等償却をする。ただし社債発行差金については、月割償却で行うこと。

〔資料〕

- (1) 00 年 7 月 1 日 : 社債額面 100,000 千円を 1 口 100 円につき 96 円、10 年後一括償還、利率年 2 % (利払日年 2 回、6 月末と 12 月末) の条件で発行し、代金を受けとった。また、社債発行費用 150 千円を現金で支払った。
- (2) 01 年 3 月 31 日 : 決算日となった。
- (3) 02 年 9 月 30 日 : 社債額面 20,000 千円を 100 円につき 97 円で買入償還し、社債利息の精算分とともに代金を支払った。
- (4) 03 年 3 月 31 日 : 決算日となった。

問題

- 1 . 00 年 7 月 1 日の社債発行差金及び社債発行費の金額を答えなさい。
- 2 . 01 年 3 月 31 日の社債発行差金償却、社債発行費償却及び社債利息の未払費用の金額を答えなさい。
- 3 . 02 年 9 月 30 日の社債償還損及び支払った社債利息の金額を答えなさい。
- 4 . 03 年 3 月 31 日の社債残高、社債発行差金償却、社債発行費償却、及び社債利息の未払費用の金額を答えなさい。

2 - 10 - 2 社債

以下の社債に関する問題文より、01年4月1日から02年3月31日までの会計期間に係わる損益計算書を商法施行規則に従い作成しなさい。

〔資料〕

決算整理前残高試算表の一部		(単位：円)	
社債発行差金	165,000	社債	5,000,000
社債発行費	30,000		
社債利息	60,000		

社債の発行に関する事項は以下の通り。

- (1) 発行日 00年7月1日
- (2) 償還期限 5年
- (3) 発行価額1口の額面 100円につき96円
- (4) 利率 年2%
- (5) 利払日 6月末と12月末の年2回
- (6) 社債発行費用 45,000円
- (7) 繰延資産の償却方法 商法で定める最長期間で均等償却

2 - 10 - 3 社債

以下の社債に関する問題文より、03年4月1日から04年3月31日の会計期間に係わる貸借対照表を商法施行規則に従い作成しなさい。なお、社債に関する取引は全て現金預金によっているが、これについて表示する必要はない。

〔資料〕

決算整理前残高試算表の一部		(単位：千円)	
社債発行差金	2,400	社債	60,000
社債発行費	250		
社債利息	1,100		

- (1) 社債は、00年10月1日に社債額面100,000千円を100円につき94円で発行したものであり、利率は年2% (利払日は年2回、6月末と12月末) である。また、当該社債の償還については、発行後1年間据え置き、9月末日に毎年均等額(20,000千円)ずつ償還していく。
- (2) 繰延資産の償却については、社債発行費は商法で定める最長期間で均等償却を行い、社債発行差金は資金利用額に応じて月数期間按分を行うものとする。

2 - 11 - 1 経過勘定

費用・収益の見越し、繰延べに関する決算整理事項は以下の通りである。以下の資料により、決算整理仕訳を示しなさい。(会計期間は、01年4月1日から02年3月31日とする。)

- (1) 火災保険のうち6,000千円は、02年2月1日に1年分を支払ったものである。
- (2) 支払賃借料12,000千円は、01年8月1日に営業所の建物を5年間賃借するために、小切手で支払ったものであるが未処理である。
- (3) 受取家賃には、02年3月31日に02年4月分を受け取ったものが4,000千円含まれている。
- (4) 取引先への貸付による受取利息は、01年11月1日から02年3月31日までの5ヶ月分500千円が未収である。(このうち200千円は、01年12月31日に受取期日が到来している。)
- (5) 給料は毎月20日締め、25日払いであるが、02年3月21日から31日までの期間に係わるものが8,000千円ある。

2 - 12 - 1 資本

次の資料にもとづいて、決算日を3月31日とする商法施行規則に準拠した貸借対照表・資本の部を作成しなさい。

[資料]

- (1) 3月1日に新株発行を行った。発行株式数は500株、発行価額300千円とし、発行価額のうち資本金に組み入れる額は、商法に規定する最低限度とする。
- (2) 上記以外に、新株発行に伴う20,000千円が決算日に払い込まれた。
- (3) 資料(1)(2)の新株発行が行われる前の資本金額は400,000千円である。

2 - 12 - 2 資本

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠したA株式会社(X2年4月1日~X3年3月31日)の貸借対照表・資本の部を作成しなさい。

[資料1] 前期末(X2年3月31日)における貸借対照表の一部

貸借対照表 (単位:千円)

資本金	1,000,000
資本準備金	100,000
自己株式処分差益	4,000
利益準備金	110,000
別途積立金	35,000
未処分利益	93,000

[資料2] 参考事項

- (1) X2年6月20日に前期に係る利益処分が次のような内容で行われた。

配当金	25,000千円
利益準備金	商法で規定する最低限度額
役員賞与金	10,000千円
中間配当積立金	12,000千円
別途積立金	15,000千円

残額は次期に繰越
- (2) 当期中に12,000千円の中間配当を行い、先の利益処分で決定された中間配当積立金を全額取り崩した。なお、中間配当時における利益準備金の積み立ては既に行われている。
- (3) 損益計算書で示される当期純利益の金額は、40,000千円であった。

2 - 12 - 3 資本

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠した B 株式会社（X3 年 4 月 1 日～X4 年 3 月 31 日）の貸借対照表・資本の部と損益計算書における当期純利益以下を作成しなさい。

[資料 1] 残高試算表の一部

有価証券	23,000	仮受金	80,000
仮払金	30,000	資本金	800,000
		資本準備金	100,000
		利益準備金	68,000
		中間配当積立金	30,000
		別途積立金	23,000
		前期繰越利益	20,000

[資料 2]

- (1) X3 年 5 月 1 日に株式を 1 株の発行価額 80 千円で 1,000 株発行したが、払込金額を仮受金として処理しているだけで、資本金への振替は未処理であった。なお、資本金に組み入れる額は、商法が規定する最低限度額とする。
- (2) 有価証券の金額 23,000 千円のうち、10,000 千円は自己株式であることが判明した。残りの有価証券 13,000 千円はすべてその他有価証券に該当し、期末時点の時価は、15,000 千円であった。なお、その他有価証券の評価差額の処理は全部資本直入法を採用し、税効果会計に係る法定実効税率は 40% とする。
- (3) B 社は X3 年 10 月 10 日に 30,000 千円の中間配当を行ったが、その支払いを仮払金として処理しているだけで、そのほかの会計処理を行っていなかった。なお、中間配当に伴い中間配当積立金全額を取崩した。
- (4) 損益計算書で示される当期純利益の金額は、60,000 千円であった。

2 - 12 - 4 資本

次のC株式会社の資料(X5年3月31日)にもとづいて、翌期の株主総会に提出すべき損失処理案を作成しなさい。

[資料]	(単位：千円)
(1) 税引前当期純利益	52,000
(2) 法人税，住民税及び事業税	20,000
(3) 前期繰越損失	189,000
(4) 利益準備金取崩額	20,000
(5) 別途積立金取崩額	34,000
(6) 資本準備金取崩額	25,000
(7) 欠損填補積立金取崩額	20,000

資料4～7については、損失処理案上、商法上の法的拘束性のないものから取り崩すことにする。

2 - 12 - 5 資本

次の資料にもとづいて、D株式会社の第6期（×5年4月1日～×6年3月31日）に係る利益処分案及び第7期（×6年4月1日～×7年3月31日）における貸借対照表の資本の部を商法施行規則に準拠して作成しなさい。ただし、利益処分案は、株主総会において既に承認を受けたものと見なす。

[資料1]

第6期末の残高勘定（一部） （単位：千円）

	資本金	800,000
	資本準備金	100,000
	利益準備金	68,000
	特別償却準備金	7,000
	別途積立金	23,000
	当期末処分利益	30,000

[資料2]

第6期に関する利益処分の内容

(1) 配当金	12,000 千円	
(2) 利益準備金	推定	
(3) 役員賞与金	4,000 千円	
(4) 別途積立金	2,000 千円	
(5) 租税特別措置法の規定による特別償却準備金の取崩額		1,400 千円
(6) (5)の準備金の当期積立額	3,000 千円	

[資料3]

第6期損益計算書で示されている当期純利益は35,000千円である。

2 - 13 - 1 税金

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書の一部を作成しなさい。

[資料1] 残高試算表（一部）

残高試算表		（単位：千円）	
法人税，住民税及び事業税	35,000	受取配当金	960
		繰越利益	4,500

[資料2] 参考事項

- (1) 残高試算表に示されている法人税，住民税及び事業税は，中間納付額である。
- (2) 受取配当金 960 千円は，源泉徴収税 20%を控除した後の手取額を計上したものであるが，当該源泉徴収税は未処理のままである。
- (3) 当期に負担すべき法人税，住民税及び事業税は，80,000 千円である。

2 - 13 - 2 税金

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書の一部を作成しなさい。

[資料1] 残高試算表（一部）

残高試算表		（単位：千円）	
仮払金	22,840	繰越利益	3,200

[資料2] 参考事項

- (1) 仮払金の内訳
中間申告による法人税等の納付額は，21,000 千円であった。
受取利息及び受取配当金から 20%源泉徴収された所得税及び住民税額は 1,840 千円であった。
- (2) 法人税及び住民税の当期確定申告による年税額は 47,500 千円（源泉徴収された所得税及び住民税額控除前）である。
- (3) 税引前当期純利益は 96,000 千円である。

2 - 13 - 3 税金

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書の一部を作成しなさい。

[資料1] 残高試算表(一部)

残高試算表		(単位：千円)	
仮払金	25,120	受取利息	960
		繰越利益	3,200

[資料2] 参考事項

- (1) 受取利息 960 千円は、源泉税 20%控除後の手取額を計上したものであり、当該源泉税については未処理である。
- (2) 仮払金の内訳
中間申告による法人税等の納付額は、24,000 千円であった。
受取配当金から 20%源泉徴収された所得税及び住民税額は 1,120 千円であった。
- (3) 法人税及び住民税の当期確定申告による年税額は 41,300 千円(源泉徴収された所得税及び住民税額控除前)である。

2 - 13 - 4 税金

次の資料にもとづいて、消費税を税抜方式と税込方式で処理している場合に、損益計算書に計上される(1)販売費及び一般管理費、(2)税引前当期純利益の金額をそれぞれ算定しなさい。さらに、消費税について必要となる注記があれば解答用紙の所定の箇所に記載しなさい。

[資料1]

売 上	240,000 千円
仕 入	130,000 千円
車 両	30,000 千円

[資料2]

- (1) 上記の金額は消費税額を含まない金額であり、各項目に係る消費税額はそれぞれの金額の 5%である。
- (2) 仕入等に係る消費税額は、販売等に係る消費税額からすべて控除できるものとする。
- (3) 車両は当期首に購入したものであり、定率法(償却率 20%)を用いて減価償却を行う。
- (4) 税引前当期純利益を算定するにあたって、期首・期末商品は存在せず、当期仕入商品はすべて当期に販売されたものと仮定する。

2 - 13 - 5 税金

次の資料にもとづいて、商法施行規則に準拠した貸借対照表及び損益計算書の一部を作成しなさい。

[資料1] 決算整理前残高試算表(一部)

残高試算表		(単位：千円)																							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>商品</td><td style="text-align: right;">28,000</td></tr> <tr><td>仮払消費税</td><td style="text-align: right;">15,400</td></tr> <tr><td>仕入</td><td style="text-align: right;">195,000</td></tr> <tr><td>販売費</td><td style="text-align: right;">20,000</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td style="text-align: right;">12,000</td></tr> <tr><td>租税公課</td><td style="text-align: right;">44,350</td></tr> </table>	商品	28,000	仮払消費税	15,400	仕入	195,000	販売費	20,000	一般管理費	12,000	租税公課	44,350	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払手形</td><td style="text-align: right;">200,000</td></tr> <tr><td>買掛金</td><td style="text-align: right;">180,000</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">23,000</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td style="text-align: right;">170,000</td></tr> <tr><td>仮受消費税</td><td style="text-align: right;">24,300</td></tr> <tr><td>売上高</td><td style="text-align: right;">345,000</td></tr> </table>	支払手形	200,000	買掛金	180,000	未払費用	23,000	長期借入金	170,000	仮受消費税	24,300	売上高	345,000
商品	28,000																								
仮払消費税	15,400																								
仕入	195,000																								
販売費	20,000																								
一般管理費	12,000																								
租税公課	44,350																								
支払手形	200,000																								
買掛金	180,000																								
未払費用	23,000																								
長期借入金	170,000																								
仮受消費税	24,300																								
売上高	345,000																								

[資料2] 参考事項

(1) 期末商品棚卸高は 32,000 千円である。

(2) 租税公課の内訳は次のとおりである。

法人税及び住民税の中間申告納付額	30,000 千円
事業税の中間申告納付額	10,000 千円
建物の購入に伴い支払った不動産取得税	3,500 千円
当年度分の固定資産税	850 千円

(3) 当期の負担に属する税額は次のとおりである。

法人税及び住民税	68,000 千円
事業税	21,000 千円